

総合福祉施設リバービレッジ杉並

「SPACE VILLAGE #S」利用規程

第一条（趣旨）

この規程は、総合福祉施設リバービレッジ杉並（以下、「当施設」という。）の地域交流室「SPACE#S」が、地域福祉の推進のために広く地域住民の交流の場になること、また、スポーツ活動を通じて「地域を明るく元気にする」ことを目指し、その使用についての必要な事項を定めるものです。

第二条（目的）

地域福祉の推進のための地域住民・団体の会議・研修会・講習会等の催し物、地域団体のサークル活動、パーソナルトレーニングやスポーツなどの運動支援に使用できます。その他、統括施設長が定める別途定めるものに使用できます。

第三条（利用手続き）

1. 地域交流室を使用しようとする者は、あらかじめ当施設統括施設長の団体登録許可を受けなければならない。
2. 利用申請は、所定の用紙に必要事項を記載の上、利用日の3ヶ月前から1週間前までに当施設1階事務室にて行うものとする。
3. 1団体につき1か月5回の利用を上限とする。
4. 利用の取消または変更の際は、利用前日の17時までに当施設へ連絡するものとする。

第四条（利用可能日・時間等）

1. 利用可能日は、施設の定める休業日を除く日とする。ただし、当施設の行事を優先するため、使用できない場合がある。
2. 利用時間は原則午前10時00分から午後5時までとする。その他の時間については要相談
3. 利用時間は、事前の準備および事後の清掃などの時間も含むものとする。

4. なお、地域交流室の利用は原則2時間までとする。ただし、行事の内容などにより統括施設長が認めた場合はその限りではない。

第5条（利用可能な設備・備品）

当施設を利用する際には、以下の設備・備品を使用することができる。
テーブル、椅子、ホワイトボード、プロジェクター、マイクセット

第6条（利用料）

利用料は、1時間1,000円とする。ただし、地元自治会の会合など、地域福祉を推進するうえで統括施設長が必要と認めた場合は無料とすることができる。

第7条（損害賠償）

当施設内外の設備・備品、その他を破損・汚染・紛失させた場合、利用者は速やかに当施設に連絡すること。なお、利用者（参加者、関係者を含む）に起因する損害については、利用者に賠償を請求する。

第8条（免責）

当施設利用に伴う、人身事故・盗難・破損などすべての事故について、当施設は一切の責任を負わないものとする。

第9条（利用承認等）

1. 統括施設長は、その利用の承認および非承認について、その旨を利用申請者に通知するものとする。
2. 統括施設長は、地域交流室の管理上必要があると認めるときは、許可に条件を付すことができる。

第10条（利用許可の制限）

前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、統括施設長は使用を許可しない。

- ① 公の秩序を乱し、または善良な風俗を害する恐れがあると認められたとき
- ② 敷地内外の施設等を汚損し、もしくは破損する恐れがあるとき
- ③ 政治的または宗教的集会と認められるとき

- ④ 集団的に又は常習的に暴力的不当行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき
- ⑤ 施設管理上支障があると判断されるとき
- ⑥ その他当施設の管理上・運営上支障があると認められるとき

第11条（遵守事項）

利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 団体登録申請時の目的以外で使用しないこと
- ② 利用許可を受けたもの以外の施設または設備、器具等を使用しないこと
- ③ 車での来館をしないこと。
- ④ 許可なく当施設に広告物を掲示し、又は釘類を打ち込まないこと
- ⑤ 許可なく火気を持ち込み、又は使用しないこと
- ⑥ 建物内および決められた場所以外で喫煙をしないこと
- ⑦ 許可なく定められた場所以外に立ち入らないこと
- ⑧ 許可なく、器具・什器等を施設外に持ち出さないこと
- ⑨ 許可なく危険もしくは不潔な物品または動物を持ち込まないこと
- ⑩ 当施設の利用後は机や椅子などを元の位置に戻し、また、館内をきれいに掃除すること
- ⑪ 利用の際のゴミは利用者が持ち帰ること
- ⑫ 本規程に定めのない事項については、事前に相談すること
- ⑬ 団体登録許可申請書提出時点で、本規程に同意したものとみなします。

第12条（入館の制限）

統括施設長は、前条の規定に違反し、又は次の各号のいずれかに該当する者に対し、当施設への入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

- ① 感染症の疾病があると認められる者
- ② 他人に危害又は迷惑を及ぼす恐れのある者
- ③ その他管理上支障があると認められる者

付 則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。